

南風原高等支援学校入学志願者募集要項

沖縄県教育委員会の定める「令和5年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」に基づき、下記の通り生徒を募集する。

1 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者。

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 高等支援学校等は、知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

オ 11月末日までに志願前相談を受けた者

* 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

(2) 入学定員

沖縄県立南風原高等支援学校 産業科 2学級 定員20名

(3) 出願期間

ア 出願期間は、令和5年2月8日（水）、2月9日（木）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

* 志願希望者は、11月末日までに志願する特別支援学校において志願前相談を受けるものとする。（志願変更及び第2次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

イ 受付時間は、2月8日（水）は午前9時から午後5時までとし、2月9日（木）は午前9時から午後4時までとする。

(4) 入学志願書等の配布、請求

ア 入学志願書等の配布は、本校での入学志願者募集説明会において行う。

[令和4年10月13日（水）13:45受付（14:00～15:00）：大会議室]

イ 離島又は県外等で、上記の説明会に参加できない学校の願書請求は、返信用封筒を同封して、11月30日（水）までに、沖縄県立南風原高等支援学校長あてに請求して下さい。

送付先：〒901-1117 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地

沖縄県立南風原高等支援学校長 西原 誠 宛

* 返信用封筒は角形1形（A4用紙が入る封筒）に250円切手を貼付し、自校の学校長名、学校の現住所を記入する。

(5) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日沖縄県教育委員会規則第3号）により定められた通学区域の1校、1学科に出願することができる。

イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 健康診断書（第8号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(ウ) 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合は両方の写。）

* 1 更新期限が超過した療育手帳及び身体障害者手帳は無効とする

* 2 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

* 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする

(エ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のaまたはbの者に限る

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(オ) 写真票（第15号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書（第1号式）

(イ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第2号様式）または知的の教育課程履修者用（第2号-2様式）

* 1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する

* 2 特別支援学校に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。

(ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）

(エ) 健康診断書（第8号様式）（前記1の(5)のイで提出のあった者に限る。）

(オ) 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合は両方の写。）

* 1 更新期限が超過した療育手帳及び身体障害者手帳は無効とする。

* 2 療育手帳未習得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

* 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記1の(5)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）

(キ) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号式）

(イ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア) 県外からの入学志願のための**許可願（第4号様式）**を募集年度の1月25日（水）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記（ア）の許可願、**入学志願書（第1号様式）**のほか、志願先特別支援学校長が必要と認める書類を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

(6) 不登校生徒等入学者選抜に係る取り扱い

ア 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い（年間10日以上欠席）等の理由を説明する必要があると認められるものは、**自己申告書（第13号様式）**を中学校長等を経て志願先特別支援学校長に提出することができる。**自己申告書（第13号様式）**の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

(7) 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

ア 県立特別支援学校受検の配慮については、「**学力検査等に際しての配慮願い書（第16号様式）**」に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て、沖縄県教育委員会あてに10月末日までに提出することができる。

イ 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出書類を基に審査の上、配慮することができる。

ウ 沖縄県教育委員会からの配慮可否通知に基づき、配慮が許可された場合には、沖縄県教育委員会へ提出した「**学力検査等に際しての配慮願い書（第16号様式）**」の原本他必要な書類を志願先特別支援学校長へ提出すること。

(8) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び本校校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校、学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 各特別支援学校の志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和5年2月9日（木）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和5年2月22日（水）に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和5年2月15日（水）及び2月16日（木）の2日間とする。

(ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和5年2月21日（火）及び2月22日（木）の2日間とする。

(イ) 前記（ウ）の受付時間は2月22日（火）は午前9時から午後5時までとし、2月22日（水）は、午前9時から午後4時までとする。

- ウ 志願変更する者は、**志願変更願（第6号様式）**に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の**志願変更願（第6号様式）**を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し「1一般入学」の（5）出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(9) 選抜の方法

選抜は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

- ア 学力検査は、沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領に基づき実施する。
- イ 面接は、志願者全員について本校所定の様式により実施する。

(10) 学力検査等の期日、検査場及び日程

- ア 期 日 令和5年3月7日（火）、3月8日（水）
- イ 検査場 (ア) 原則として沖縄県立南風原高等支援学校（住所：沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地）とする。
(イ) 委託・出張検査場
宮古島市、石垣市又は通学区域の規則の別表第2に掲げる区域については、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。
・委託検査場：県立宮古特別支援学校、県立八重山特別支援学校、県立大平特別支援学校久米島分教室
・出張検査場：その他、県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

ウ 検査日程

第1日目【3月7日（火）】

受 付 (30分)		9:00～9:30
全体集合・説明 (20分)		9:30～9:50
入室、検査の指示説明、問題配布 (10分)		9:50～10:00
学力検査	国 語 (50分)	10:00～10:50
	休 憩 (15分)	10:50～11:05
	入室、検査の指示説明、問題配布(10分)	11:05～11:15
	数 学 (50分)	11:15～12:05
昼 食		12:05～12:55
集 合 (5分)		12:55～13:00
説明・体育館へ移動 (15分)		13:00～13:15
面接検査 (各15分程度)		13:15～

第2日目【3月8日（水）】

受付・体育着に着替（30分）		9：00～9：30
全体集合・説明（10分）		9：30～9：40
移動、入室、検査の指示説明、問題配布（20分）		9：40～10：00
学力検査	技術（職業）（50分）	10：00～10：50
	休憩（15分）	10：50～11：05
	移動・入室・検査の指示説明（10分）	11：05～11：15
	体育（50分）	11：15～12：05
移動及び着替え（15分）		12：05～12：20
連絡事項 等		12：20～12：30

エ 学力検査等に必要な持ち物

- (ア) 筆記用具（シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可）
 定規、コンパス、はさみ（紙切り用）、スティックのりを携行すること。（三角定規は可、
 分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可。）受検者は、他に次の
 ものを机の上に置くことができる。

時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可。）、ティッシュペーパー
 （袋又は箱から中身だけを取り出したもの）、無地のタオル

- (イ) 体育館シューズ、（体育において志願者本人が用いるためのもの）、出身中学校等指定の
 体育着及びジャージを持参すること。
 (ウ) 受検生は名札をつけること。（上着の左胸部に付ける）

○ ○ ○ 学校
 受検番号
 氏 名

*縦5cm、横8cm

(11) 合格発表

- ア 令和5年3月15日（水）の午前9時に本校校内及び本校ホームページにおいて行う。
 イ 合格発表当日、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人に通知する。
 各中学校の入試担当者は可否に関わらず、本校小会議室（地下事務室前）にて受け取ること。
 ウ 合格発表に際し、受験者本人の学力検査得点について、本校において口頭により開示請求が
 可能である。ただし、第2次募集の合格発表の日の翌日から1カ月を経過するまでとする。
 口頭開示を希望する場合は、事前（3日前まで）に連絡すること。

2 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合において第2次募集を行う。

(1) 出願資格

出願できる者は、前項1の(1)に該当する者で県立高等学校における学力検査を受検し、合格し
 なかった者、または、県立高等支援学校等における学力検査等を受検し、合格しなかった者とす
 る。ただし、当該年度の同一の学校に再度出願することはできない。また、本校において11月末
 日までに志願前相談を受けた者に限る。

(2) 出願期間

- ア 出願期間は、令和5年3月16日（木）及び3月17日（金）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
- イ 受付時間は、3月16日（木）は午前9時から午後5時までとし、3月17日（金）は午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続による。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続による。

志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2希望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等支援学校の同一学科・コースに出願することはできない。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）

(ウ) 志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次の(a)又は(b)の者のみとする。

(a) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

(b) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

c 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合は両方の写。）

*** 1 更新期限が超過した療育手帳及び身体障害者手帳は無効とする。**

*** 2 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）**

*** 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。**

(エ) 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの。）

c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

d 確約及び証明書（第5号様式）（前記の2の(3)のアの(ウ)で提出のあった者に限る。）

e 療育手帳の写（身体障害者手帳を所持している場合は両方の写。）

*** 1 更新期限が超過した療育手帳及び身体障害者手帳は無効とする。**

*** 2 療育手帳未習得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）**

*** 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。**

- (オ) 志願先特別支援学校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。
- a 学力検査成績証明書（第14号様式）**
 - b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）**
 - c 写真票（第15号様式）*一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。**
- (カ) (エ)の出願書類等の提出を求められた学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。
- (キ) 2次募集の併願校については、2次募集志願先校に提出された**学力検査成績証明（第14号様式）**の写を2次募集志願先校へ送付する。
- (ク) (キ)の出願書類等の提出を求められた高等学校及び高等支援学校長等は、当該志願者に係る前記(キ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集の第2希望併願先学校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

- ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。
- イ 各学校の志願者数及び志願倍率については、県教育長県立学校教育課において令和5年3月17日（金）に発表し、入学志願変更後受付状況については、令和5年3月20日（月）に発表する。
- ウ 2次志願願書取り下げ再提出期間
令和5年3月20日（月）
- エ 2次志願願書取り下げ再提出時間
午前9時から午後4時までとする

(5) 第2次募集面接等の期日、会場

- ア 期 日
令和5年3月27日（月）午後
- イ 検査場
沖縄県立南風原高等支援学校（沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1140番地）
- ウ 選抜の方法
選抜は、学力検査成績証明証（第14号様式）、調査書、面接及び本校独自の付加問題（国語・数学）の結果等を資料として行う。
- エ 検査場に必要なもの
前項1(9)エに準じる。

(6) 合格発表

- ア 令和5年3月29日（水）午前9時頃に本校校内及び本校ホームページにおいて行う。
- イ 合格発表当日に、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人に通知する。
各中学校等の入試担当者は、合否に関わらず県立南風原高等支援学校職員室（2階）にて受け取ること。
- ウ 合格発表に際し、受験者本人の学力検査得点について、本校において口頭により開示請求が

可能である。ただし、第2次募集の合格発表の日の翌日から1カ月を経過するまでとする。
口頭開示を希望する場合は、事前（3日前まで）に連絡すること。

3 追検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第2次募集へ併願することができる。

(1) 追検査期日・検査場

追検査の期日は、令和5年3月22日（水）及び23日（木）とし、追検査第2次募集の期日は令和5年3月28日（火）とする。検査場は1（10）イに準ずるものとする。

(2) 時間割等

時間割及び学力検査等に必要な持ち物については前記1（9）ウ、エに準ずるものとする。

(3) 合格発表

ア 追検査の合格発表は、令和5年3月27日（月）とし、追検査第2次募集の合格発表は令和5年3月29日（水）とする。

イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人に通知する。

4 出願書類作成について

調査書等の出願書類については、令和5年度沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を参照の上、作成すること。

5 その他

(1) 中学校長等は、本校へ進学する者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本または写し、学校保健安全法施行規則（昭和33年度文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までに特別支援学校長に提出する。

(2) 沖縄県立高等特別支援学校高等部入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第7条、第8条、第10条）及び沖縄県情報公開条例（第7条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

(3) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。